

令和2年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会會議録

第246回定例会

2月26日開会

2月26日閉会

第246回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和2年2月26日(水曜日)

出席議員(18名)

1番 小川正人君	2番 佐久間儀郎君
3番 渡邊誠君	4番 星守夫君
5番 佐藤長成君	6番 松崎良一君
7番 管原研治君	8番 村上満君
9番 佐藤貴久君	10番 丸山勝利君
11番 遠藤実君	12番 佐藤洋治君
13番 高橋たい子君	14番 平間奈緒美君
15番 真壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 一條功君

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 大友喜助君
理事 山田裕一君	理事 事上英人君
理事 小関幸一君	理事 事齋清志君
理事 大沼克巳君	理事 事小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 岩間利裕君
教育長 船迫邦則君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 水戸卓司君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 向山恒雄君	滞納整理課長 佐藤誠記君
介護保険課長 関場幸江君	業務課長 阿部樹君
消防長 咲間定実君	次長 村上直君
管理課長 半澤正勝君	警防課長 佐久間浩男君
指令課長 梅津祐二君	仙南芸術文化センター館長 玉渕博之君
業務課長補佐 宮戸清人君	

事務局職員出席者

事務局長 大内豊君 書記 佐藤真由美君

議事日程

令和2年2月26日(水) 午前10時07分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 施政方針表明
- 第5 第1号議案 教育委員会委員の任命について
- 第6 第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号））
第3号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号））
- 第7 第4号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 第5号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）
- 第9 第6号議案 令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算
第7号議案 令和2年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算

午後12時11分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

施政方針表明

第1号議案 教育委員会委員の任命について

第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号））

第3号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号））

第4号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

第5号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）

第6号議案 令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算

第7号議案 令和2年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算

午前10時07分 開会

○議長（小川正人君） これより、第246回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求めております。

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議はあらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小川正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、11番遠藤実君、14番平間奈緒美君の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小川正人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○議長（小川正人君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（小川正人君） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） おはようございます。第246回仙南地域広域行政事務組合議会よろしくお願ひいたします。

私の方から行政報告をさせていただきます。本日ここに、第246回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席を頂き、提出案件の御審議をしていただくことに対し、厚くお礼申し上げます。

行政報告といたしましては、はじめに、消防職員の逮捕についてであります。

本年2月13日午前1時半ごろ、大河原消防署に勤務する消防司令補佐●●●●が仙台市

内の量販店において20代女性のスカート内をスマートフォンで撮影したとして宮城県迷惑行為防止条例違反の疑いで逮捕されました。

消防部局においては、昨年7月の準強制性交等による不祥事に続く職員の逮捕であり、職員が一丸となって綱紀粛正と信頼回復に向けて取り組んでいた矢先の事件であり、誠に遺憾に思う次第であります。

再びこのような事件が起きないよう、助役及び消防長に対し、不祥事防止対策の早期策定と職員への更なる綱紀粛正について厳しく指示したところであります。

逮捕された職員は容疑を認めており、今月21日に略式起訴され、罰金30万円の略式命令を受けたところであります。この職員の処分については、助役を委員長とする当組合分限懲戒審査会の審査が済み次第、厳正に対処してまいる所存であります。

被害に遭われた女性に対し心よりおわび申し上げますとともに、議員及び圏域住民の皆様並びに関係機関の皆様に対し、多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたことに対し、深くおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

次に、昨年10月に発生した台風第19号令和元年東日本台風に伴う衛生施設関係の災害対応状況についてであります。

はじめに、災害廃棄物の広域処理及び仙南最終処分場の浸出水の処理についてであります。

圏域内で発生した大量の可燃性災害廃棄物につきましては、仙南クリーンセンターにおける焼却処理と国や県の調整による広域処理による、処理を進めているところであります。

昨年末までに、仙南クリーンセンターで受け入れた災害廃棄物の量は約2,800トンとなり、同センターでの今後の処理見込み量を構成市町において再計算したところ、災害廃棄物の量は約18,000トンと推計され、これだけの量の災害廃棄物を処理するには、相当の期間を要することが想定されたところであります。

のことから、宮城県において広域処理の調整をしていただいたところ、登米市からの御協力を得ることができ、登米市旧クリーンセンターにおいて、令和3年1月までに1日当たり30トン、合計で約6,600トンの災害廃棄物を受け入れてもらえることとなり、2月3日から搬出を行っているところであります。

このことを踏まえ、災害廃棄物処理計画の見直しを行いました結果、令和4年2月までに、全ての災害廃棄物の処理が完了する見込みとなりました。これもひとえに宮城県並びに登米市の御協力のたま物であり、感謝申し上げる次第であります。

また、仙南最終処分場の埋立地内に発生した浸出水の処理につきましては、平成28年10月に亘理名取共立衛生処理組合と締結した、一般廃棄物処理に係る相互応援協定に基づき、同組合からの御協力を得ることができ、2月10日から浸出水を搬出し、処理していただいているところであります。

なお、これらの災害廃棄物の広域処理及び仙南最終処分場の浸出水の処理につきまして

は、早急に対応する必要がありましたことから、一般会計補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしたところであります。

次に、仙南最終処分場での土砂崩れに係る応急対策工事についてであります。

現在、側溝及び埋立地内に流れ込んだ土砂の撤去が終了し、土砂が流れ込んだ区域においては、これまでの雨水浸入防止シートの上に更にシートを敷設し、強化を図っており、応急対策工事は本年3月末には完了する予定としております。

なお、土砂崩れがあった法面等の本復旧につきましては、現在、専門業者による地盤調査及び測量調査を終え、詳細設計を行っているところであります。本復旧工事につきましては、来年度に発注する予定としております。

また、広域処理を含む災害廃棄物の処理事業並びに仙南最終処分場の災害復旧事業及び浸出水の処理事業に要する経費につきましては、1月下旬までに環境省による災害査定が行われ、全ての事業において国庫補助対象事業と認められたところであります。このことから、2月補正予算にこれら災害復旧等に係る全体の事業費を計上いたしておりますので、よろしくお取り計らいお願い申し上げます。

次に、斎苑関係の対応状況であります。白石斎苑及び柴田斎苑の土砂崩れ等の復旧工事につきましては、全て終了したところであります。

また、あぶくま斎苑の北側に隣接する丸森町林道の法面が崩落した災害につきましては、丸森町との協議が整い、敷地境界で工事を分担して行うこととなりましたので、御報告いたします。

今後とも、被害を受けた衛生施設の一日も早い復旧並びに広域処理を含めた災害廃棄物の処理完了に向け、構成市町と連携を図りながら、万全の体制で取り組んでまいる所存でありますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、角田消防署丸森出張所災害復旧工事についてであります。

本工事では、早急に丸森出張所での業務を再開するため、災害復旧工事の原則に基づき現状復旧を目的に工事を進めてきたところであります。

しかしながら、再び水害が発生した場合には、同様の被害を受けることとなりますことから、関係機関と調整し、検討いたしました結果、災害復旧事業債を活用し、浸水対策を行うこととしたものであります。

これにより、工期の延長が必要となります。本年4月からの丸森出張所の業務再開には影響がなく、今後、令和元年東日本台風と同等の水害が発生したとしても復旧に要する経費を削減することができ、より早期の復旧が可能となるものであります。

なお、この浸水対策に係る一般会計補正予算につきましては、早急に契約変更を行う必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしたところであります。

先に報告しました一般会計補正予算と併せ、補正予算につきましても、本議会定例会に

専決処分に係る議案を提出しておりますので、よろしくお取り計らいお願ひ申し上げます。

次に、白石斎苑建替整備運営事業についてであります。一部残っております駐車場の整備等が終了いたしました。

これをもちまして、白石斎苑及び柴田斎苑の建替整備事業が全て終了する運びとなり、これもひとえに、議員各位の御理解と御協力のたま物であり、改めて感謝申し上げる次第であります。

次に、仙南ふるさとコミュニティー・メディアグランプリの結果についてであります。

本グランプリは、平成29年度から、これまでの仙南地区自作視聴覚教材発表会の名称を改めたもので、ショートムービー部門、ムービー部門、紙しばい部門の3部門で開催しているものであります。

今年度も楢木小学校の児童による町の歴史をニュース形式でまとめた「柴田町の歴史」を始め、7作品の応募がありました。

2月4日に審査会が行われ、ムービー部門では●●●●氏の「戊辰戦争と角田」と●●●●氏の「大河原から見える戊辰戦争 仙台藩 最後の戦いと降伏」が優秀賞に、紙しばい部門では●●●●氏の「さくらさく」が最優秀賞に、しばた100選活用、チームリーダー●●●●氏の「西住小学校の天女の松」が優秀賞にそれぞれ選定されました。

2月22日に上映会と表彰式を行い、今回選定された4作品を含め、全7作品が全国自作視聴覚教材コンクールに推薦されることとなりました。

最後に、AZ 9 ジュニア・アクターズ第27回公演の結果についてであります。

第25期生から第27期生まで、46名のAZ 9 ジュニア・アクターズは、昨年6月からプロの演出家による指導の下、創造力・表現力を伸ばすレッスンに取り組むとともに、当教育委員会主催のあずなびあまつりを始め、川崎町の支倉常長まつり、白石市の福祉まつりや鉄道の日のイベントに出演し、また、8月には蔵王町の高齢者福祉施設を慰問するなど積極的に活動してまいりました。

そして、10月から毎週末、公演に向けたレッスンに取り組み、1年間の成果を披露する公演として、2月8日、9日の両日、えずこホールを会場に、演劇公演「こけしくんとニポポちゃん 白石侍北へ行く」を上演し、2日間で延べ1,316の方々に御来場いただきました。

この公演は、戊辰戦争に敗れたことで故郷を追われ、北海道幌別郡に入植することとなった白石の人々が、北海道の厳しい自然に苦しみながらもアイヌの人々と交流し、村を襲うオオカミたちと戦う中で、弱者や対立するものたちとともに生きる道を模索し、北の大地に根を下ろそうとする姿を描いた作品であります。

子供たちのこん身の演技と元気いっぱいのダンスもあり、地域密着型の公演として、好評を博したところであります。

今後も、地域に根ざした児童劇団として、将来の圈域文化を担う核となる人材育成のた

め、本事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御報告いたします。

日程第4 施政方針表明

○議長（小川正人君）　日程第4、令和2年度の施政方針について表明したい旨、理事長から申出がありますので、これを許します。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君）　御審議を頂きます諸議案の説明に先立ちまして、令和2年度の組合運営の基本方針について、所信の一端を申し述べます。

未曾有の災害をもたらした東日本大震災から、間もなく9年が経過しようとしております。

復興期間の後期に当たる復興・創生期間も残すところ1年余りとなりましたが、震災後10年間の期間限定で設置された復興庁につきましては、令和3年3月末から更に10年間延長させる方針が閣議決定されております。

地震・津波被災地に関する復興事業は、復興・創生期間後5年で復興事業が役割を全うすることを目指すとの方針が示されており、ハード面の対策に加え、被災者の心のケアを含めたきめ細かな支援を望むところであります。

また、日本国内の景気は緩やかな回復基調との判断もありますが、今月17日に内閣府が発表した昨年10月から12月期のGDPの速報値では、消費税率引上げなどで個人消費が落ち込んだほか、令和元年東日本台風などの自然災害の影響もあり、年率換算で6.3パーセントのマイナスとなり、1年3か月ぶりにマイナス成長に転落しており、さらに、新型肺炎の日本経済への影響が懸念されるところであります。

国的一般会計当初予算案は2年連続で100兆円を超え過去最大となるなど、高等教育や幼児教育と保育の無償化など全世代型社会保障への転換を推進するため社会保障関連経費が過去最高となっております。

組合の構成市町におきましては、消費税率の引上げなどの影響により地方税が増収となり、国からの地方交付税が2年連続で増額となる見込みですが、地域の特性や独自性をいかしたまちづくり、地域づくりへの取り組みに加え、社会保障や非正規職員へのボーナス支給、防災対策などの費用が膨らみ、依然として厳しい財政運営となることが予想されます。

このような中、当組合では、ごみ・し尿処理、火葬、消防、視聴覚教育など、構成市町から付託されている限られた共同処理事務の範囲ではありますが、安全・安心で、圏域住民が快適に暮らせる圏域づくりを実現すべく、圏域住民の期待と信頼に応えていかなければならぬと考えております。

はじめに、消防職員の不祥事防止対策について申し上げます。

ここ数年、消防部局では管理職員等によるパワーハラスメント行為や幹部職員らによる

公用車の不適正な使用、また、昨年7月には職員が準強制性交等により逮捕・起訴され懲戒免職処分とした重大な不祥事が発生いたしました。

さらに、今月13日には男性職員が盜撮容疑で逮捕、略式起訴されるなど、議員並びに圏域住民の皆様に多大な御迷惑、御心配をかけする不祥事が続いており、組合として危機的な状況にあると言えます。

このようなことから、現在、消防部局において、不祥事が起きた原因分析や他の組織を視察した結果を踏まえ、このような不祥事の再発防止に取り組むため策定を進めている不祥事防止対策を早急に取りまとめ、理事会部局も含め組織一丸となって綱紀肅正と信頼回復に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、消防事務について申し上げます。

近年、全国各地で多種多様な災害が発生しております。当管内におきましても、昨年10月に発生した東日本台風の豪雨災害により丸森町や角田市等が大きな被害を受け、12名の方がお亡くなりになり、いまだ1名の方が行方不明となっております。

このような災害は、地球温暖化の影響により今後も増加すると予想されており、当消防本部といましても水害時の対応を万全にするとともに、地域住民の早期避難の重要性につきまして、積極的に働きかけを行ってまいります。

また、蔵王山の噴火、大規模倉庫火災及び化学物質による特殊災害等への対応強化を図るとともに、消防ポンプ自動車の計画的な更新及び資機材の充実を図り、災害時の活動拠点となります消防署の建替整備につきましても検討を深めてまいります。

次に、昨年1年間の当管内の救急出動件数は、高齢化等の影響もあり、過去最高となつた一昨年に次ぐ8,164件となっております。

今後も高齢化が進み、救急出動件数の増加が予想されることから、高規格救急自動車の計画的な更新配備と併せ、救急救命士の養成を図るとともに、指導救命士を中心とした教育体制を充実することにより、現場対応力の向上と現場滞在時間の短縮を図り、救命率の向上に努めてまいります。

また、防火・防災指導と法令違反がある防火対象物に対する是正指導を強力に進めてまいりますとともに、引き続き住宅用火災警報器の条例適合率の向上を図り、住宅火災による死傷者や被害の軽減を図ってまいります。

次に、今年は利府町におきまして東京2020オリンピック競技大会のサッカー競技が開催されます。

このことから、宮城県が立会人となり、管轄消防本部である塩釜地区消防事務組合と県内消防本部が締結した協定に基づき、当消防本部からも消防隊、救急隊等を派遣することとなっておりますので、本競技大会が滞りなく終わるよう関係機関と連携・協力して競技会場等における災害等の防除及び被害の軽減などに取り組んでまいりたいと考えております。

消防事務関係の最後になりますが、新型コロナウイルス感染症についてであります。

昨年12月に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症は、急激な勢いで感染者が増加し、海外にも広がっている現状となっております。

日本国内におきましては、2月1日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定し、各医療機関等で対応しておりますが、今月14日には感染患者を搬送した神奈川県内の救急隊員が、同月23日には北海道内の消防士が新型コロナウイルスに感染したことが判明しております。

当消防本部におきましては、今月21日に新型コロナウイルス感染症に対する対策本部を設置し、消防救急業務体制に万全を期すため、新型コロナウイルス感染症に係る具体的手順及び新型コロナウイルス感染症の患者の救急搬送に係る留意点を作成するとともに、国から通知されました、救急隊の感染防止対策マニュアルを確実に遂行し、救急隊員の感染防止は基より、搬送患者が新型コロナウイルスに感染するがないよう、構成市町の対策本部及び保健所等と密接に連携しながら対応してまいります。

今後とも、より一層、組織一丸となった対応を図り、圏域住民の安全・安心のため積極的に取り組んでまいります。

次に、環境衛生関係について申し上げます。

はじめに、昨年発生した東日本台風関係についてであります。

圏域内で発生した大量の可燃性災害廃棄物の処理につきましては、昨年度に引き続き仙南クリーンセンターにおける焼却及び広域処理の御協力を頂いております登米市旧クリーンセンターにおける焼却により、早期の処理完了を目指し取り組んでまいる所存であります。

次に、被害を受けた衛生処理施設への対応でありますが、西側斜面で土砂崩れが発生した仙南最終処分場につきましては、令和元年度に実施しました調査・設計に基づき、早期に法面等災害復旧工事に着手し、令和2年度内に復旧できるよう取り組んでまいります。

また、埋立地内に発生した浸出水につきましては、引き続き、亘理名取共立衛生処理組合の御協力を頂きながら、早期に処理を進めてまいります。

次に、あぶくま斎苑に隣接する林道から斎苑用地内に土砂が流れ込んだことにつきましては、調査・設計が済み次第、早期に調整池付近法面等復旧工事に着手し、令和2年度内に復旧できるよう取り組んでまいります。

続きまして、ごみ処理関係でありますが、これまでどおり、家庭ごみ有料化事業を進めるとともに、新たに、ごみ出し支援システムを導入することとしており、スマートフォン向け、ごみ出しアプリを圏域住民に提供することにより、更なるごみの減量化と資源化率の向上を図ってまいります。

また、施設の供用開始から4年目となります仙南クリーンセンターにつきましては、施設の運営事業者であります株式会社仙南環境サービスに対し、引き続き専門のコンサルタ

ント業者による運営監視などを徹底し、施設の維持管理・運営及び仙南最終処分場の延命化事業に加え、災害廃棄物の処理が適正に行われるよう、指導監督を行ってまいります。

なお、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により汚染された農林業系廃棄物の焼却につきましては、昨年の東日本台風の影響により発生した災害廃棄物の処理を最優先することとし、現在、受入れを中止しているところですが、令和2年度におきましても、引き続き、受入れを中止することとしております。

次に、斎苑関係ですが、建替工事が完了した白石斎苑及び柴田斎苑につきましては、令和2年度も引き続き、運営事業者による管理・運営が行われることとなりますので、適正に実施されるよう、指導監督を徹底してまいりますとともに、他の斎苑につきましても、住民サービスが向上されるよう、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

環境衛生関係の最後になりますが、し尿処理施設についてであります。

し尿処理施設に係る長寿命化総合計画に基づき、令和元年度は角田衛生センターにおいて生し尿貯留槽改良工事を実施し、令和2年度におきましては柴田衛生センターにおいて改良工事に着手することとしており、定期整備の実施と合わせ、施設の延命化を図るとともに、引き続き公害防止に係る関係法令に基づく各種検査・点検などを実施し、両施設の安全かつ効率的な運転管理に万全を期してまいります。

次に、視聴覚教育・地域活性化事業について申し上げます。

はじめに、視聴覚教育事業におきましては、学校教育及び社会教育における視聴覚教育や生涯学習需要に応えるため、視聴覚教材に関する情報提供の充実を図り、地域住民や教職員の皆様の知識及び技術の向上に向けた各種研修会や講座を引き続き開催するとともに、構成市町との連携を図りながら、地域素材を生かした教材製作の支援や保存・継承を行うなど視聴覚教育を通じたまちづくり、人づくり事業を展開してまいります。

また、プログラミング教育などに利用できる教材・機材等の導入を図り、ICT社会における学習者のニーズに応えうる体制を整備するとともに、現場訪問などを通じて、教育現場における課題の把握とニーズの掘り起こしに取り組みながら教材センターの在り方につきましても引き続き調査・検討を行ってまいります。

次に、地域活性化事業につきましては、地域の歴史や風土をテーマとした演劇を通じて、将来の地域文化を担う核となる人材育成事業として実施している、AZ9ジュニア・アクターズ養成事業や、子供が自ら学び活動する場を提供することにより、子供の自主性・主体性を育成するAZ9パスポート事業を引き続き実施してまいります。

次に、仙南芸術文化センター事業について申し上げます。

えずこホールは、住民参加型文化創造施設として、広く多くの方々に利用されており、毎年600本ほどの主催事業を開催し、延べ3万人を超える方々に御参加いただいております。

今年度におきましても、住民の皆さんのが主体的に参加・発信し、地域の文化を育む、住

民参加型の各種事業、圏域内の学校、福祉施設等と連携、協働し、地域に密着して展開するアウトリーチ事業並びに優れたアーティストや公演を招聘し、ホールが世界の窓となって文化芸術に触れていただく鑑賞事業の三つの柱の下で、この地域に住む人々が心豊かな生活を送り、互いに絆を深めていくための地域の文化拠点として各種事業を積極的に展開してまいります。

次に、滞納整理事務について申し上げます。

滞納整理の共同処理事務は、令和2年度には16年目を迎えることとなります。

滞納整理課の設置から平成30年度までの14年間の徴収総額は、督促手数料・延滞金を含め15億1,397万円となり、引受け滞納税総額28億1,368万円に対する徴収率は53.81パーセントとなっております。

令和2年度におきましても、財源の確保及び税負担の公平性の観点から、財産などの実態調査を行うとともに、積極的に給与、預貯金を含む資産の差押処分を行い、換価処分が可能な不動産や動産については、一般公売やインターネット公売等を活用し滞納処分を進めてまいります。

また、構成市町担当職員の徴収技術の向上のため、個別事案に関する相談事業及び実務研修会を引き続き開催するほか、広報紙などを通じて滞納整理課の業務内容を圏域住民に周知し、自主納付の働きかけを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、徹底した催告や差押処分などを行うことにより、仙南2市7町の徴収率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

最後に、介護認定審査会及び市町村審査会事務について申し上げます。

介護保険制度が施行された平成12年当時、約900万人であった75歳以上の高齢者は現在約1,800万人となり、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年には、75歳以上の高齢者は2,000万人を突破し、後期高齢者2,000万人社会となることが見込まれております。

当仙南圏域におきましても、人口が減少し、少子高齢化が進んでおり、構成市町では、高齢者が要介護状態や認知症となりましても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防等を充実させ、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築に、引き続き取り組んでいるところであります。

のことから、当組合といたしましても構成市町と連携し、委員の研修などを通じて、引き続き公平かつ信頼性の高い審査及び判定が行われるよう、介護認定審査会の適正な運営を行ってまいります。

また、障害者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができ、障害者総合支援法に基づく、公平な障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村審査会につきましても、介護認定審査会と同様に、公平かつ信頼性の高い審査及び判定に努めてまいります。

以上、主要事項について申し述べましたが、当組合の円滑な運営につきまして、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、施政の所信表明といたします。

よろしくお願ひいたします。

日程第5 第1号議案 教育委員会委員の任命について

○議長（小川正人君） 日程第5、第1号議案、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、暫時休憩し議員全員協議会を開きます。議員の方々は議員控室にお集まり願います。

午前10時42分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（小川正人君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

第1号議案、教育委員会委員の任命について提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第1号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の教育委員会委員であります、佐山富夫さんは、本年3月31日をもって任期満了となります、再び教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

佐山富夫さんは、長らく学校教育に従事され、現在、角田市教育委員会教育長の職にありまして、社会教育、生涯教育の分野にも精通され、人格高潔にして学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の視聴覚教育並びに仙南圏域の芸術文化を推進するには最適任と存じます。

なお、委員としての任期は、本年4月1日から4年間となります。

何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入れます。

ただ今、議題となっております、第1号議案、教育委員会委員の任命については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第1号議案は、これに同意することに決定いたしました。

ただ今、教育委員会委員の任命について同意されました佐山富夫君から、挨拶したい旨

の申出がありますので、これを許します。佐山富夫君。

〔教育委員 佐山富夫君 入場〕

○教育委員（佐山富夫君） 本日、第246回仙南地域広域行政事務組合議会定例会の教育委員会委員の任命に対しまして、議員の皆様方の御同意を賜りました佐山富夫でございます。

歴史ある議会と議員の皆様方に心から敬意を表するとともに御礼を申し上げます。

御同意を頂きましたからには、教育委員会委員としての使命と責務を深く心に刻み、誠心誠意努力して参ります。

時代はまさに明治維新のような変換期に入っていると感じます。人口減少、科学技術の進展、自然環境、地域コミュニティーなど、これまでの常識では解決できない課題が山積し、複合的な閉塞感を呈しています。

今教育行政に求められるものは、発想を新たにした将来への展望であり、それに基づく実現での決断であると考えます。

仙南広域の代表である議員の皆様方には地域住民の心豊かで、安心、安定感のある地域づくりと人づくりのために御助言、御教示を賜りますようお願い申し上げ御挨拶とさせていただきます。【拍手】

〔教育委員 佐山富夫君 退場〕

日程第6 第2号議案 専決処分の承認を求めるについて（令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号））

第3号議案 専決処分の承認を求めるについて（令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号））

○議長（小川正人君） 日程第6、第2号議案、専決処分の承認を求めるについて、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）及び第3号議案、専決処分の承認を求めるについて、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第2号議案及び第3号議案の専決処分の承認を求めるについて、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

これらの議案は、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）及び一般会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分した補正予算の内容としましては、令和元年東日本台風による災害廃棄物の広域処理及び仙南最終処分場の浸出水の処理に要する経費並びに床上浸水により使用不能となった角田消防署丸森出張所の災害復旧工事費に浸水対策経費等を追加する補正予算であ

ります。

早急に各々の補正予算を編成し対応する必要があり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願ひいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第2号議案及び第3号議案の詳細説明を申し上げます。

はじめに、第2号議案、専決処分の承認を求めるについてを御説明いたします。

はじめに、議案書3ページをお開き願います。

こちらは専決処分書になります。令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしたものでございます。専決処分日は、令和2年1月7日でございます。

ここで、別冊になりますが、表紙の左上に専決処分と記載されております令和元年度予算書（1月補正）一般会計補正予算（第4号）、をお願いいたします。

こちらの1ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算について補正したものでございます。

はじめに、予算の規模ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,547万8,000円を追加し、補正後の予算総額を56億9,684万6,000円としたものでございます。

8ページ・9ページお願いします。

歳入予算でございます。

上段1款1項負担金では、853万円を増額しております。

これは、仙南最終処分の浸出水の運搬・処理委託に要する経費でございます。

下段3款1項衛生費国庫補助金では、8,331万7,000円を増額しております。

これは、災害廃棄物の広域処理に係る経費及び運営委託料の増額に係る経費の2分の1を災害等廃棄物処理事業費補助金として見込んだことによるものでございます。

10ページ・11ページお願いいたします。

6款1項基金繰入金は、今回の補正に必要な財源として、財政調整基金からの繰入れ8,363万1,000円を増額しております。

12ページ・13ページお願いします。

次に、歳出予算でございます。

上段4款1項保健衛生費では、1万円を増額しております。

これは、災害廃棄物の広域処理実施に係る事務費として、登米市までの有料道路通行料を計上したものでございます。

下段4款2項清掃費では、1億7,546万8,000円を増額しております。

主な内訳といたしましては、仙南最終場の浸出水の運搬・処理に係る経費、災害廃棄物の広域処理に要する経費、災害廃棄物処理に係るごみ飛散防止等の周辺環境整備費に係る運営委託料を追加したものでございます。

以上が、専決処分いたしました令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）でございます。

続きまして、第3号議案、専決処分の承認を求めるについて御説明いたします。

議案書5ページをお開き願います。

専決処分書になります。令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしたものでございます。専決処分日は、令和2年1月17日でございます。

ここで、別冊になりますが、表紙の左上に専決処分と記載されております令和元年度予算書（1月補正）（一般会計補正予算（第5号））、をお願いいたします。

こちらの1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債について補正したものでございます。

はじめに、予算の規模ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,063万6,000円を追加し、補正後の予算総額を57億748万2,000円としたものでございます。

10ページ・11ページお願いいいたします。

歳入予算でございます。

上段3款1項国庫補助金では、80万3,000円を増額しております。

仙南クリーンセンターの運営委託及び仮置場敷き鉄板設置業務委託に係る経費の12分の1を見込んだことによるものです。

中段6款1項基金繰入金では、今回の補正に必要な財源として、財政調整基金からの繰入れ153万3,000円を増額しております。

下段9款1項組合債では、830万円を増額しております。

丸森出張所の浸水対策工事が、起債対象事業となったことから、増額したものでございます。

12ページ・13ページお願いいいたします。

次に、歳出予算でございます。

上段の4款1項保健衛生費では、70万円を増額しております。

これは、業務課職員の災害査定対応等に要する時間外勤務手当でございます。

下段4款2項清掃費では、160万6,000円を増額しております。

これは、仙南クリーンセンターの仮置場の土壤がぬかるみ、作業に支障を来している状況から、早急に地盤強化を図る必要があったため、係る経費を増額したものでございます。

14ページ・15ページお願ひします。

9款3項消防防災施設災害復旧費では、833万円を増額しております。

これは、台風被害を受けた丸森出張所の災害復旧工事費に、新たに浸水対策経費を追加したものでございます。

同様の災害が発生した場合でも、消防業務の早期復旧が可能なこと、また、復旧工事費用の削減が図られるなど、費用対効果の観点から、現在、施工している丸森出張所庁舎の復旧工事とあわせて、早急に実施する必要があったことから、追加したものでございます。

前に戻っていただきまして、4ページお願ひいたします。

第2表繰越明許費の設定でございます。

9款3項の丸森出張所庁舎災害復旧事業において、今回の浸水対策工事を追加したことにより、復旧工事の一部の年度内完成が困難と見込まれることから、繰越明許費として、記載の金額を新たに計上したものでございます。

5ページお願ひいたします。

第3表地方債補正でございます。

変更といたしまして、災害復旧事業に、丸森出張所の浸水対策工事を追加したことから、既定の地方債の限度額を増額したものでございます。

以上が、専決処分いたしました令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)でございます。

以上で、第2号議案及び第3号議案の詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第2号議案、専決処分の承認を求めるについて、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第2号議案は、原案のとおり承認されました。

続いて第3号議案、専決処分の承認を求めるについて、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 第4号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小川正人君） 日程第7、第4号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第4号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本年4月1日から会計年度任用職員制度が導入され、会計年度任用職員につきましても、地方公務員法第31条に基づく服務の宣誓の規定が適用されることとなっております。

しかし、会計年度任用職員につきましては、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であります。

このことから、会計年度任用職員に係る服務の宣誓につきまして、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう改正するとともに、あわせて、文言の整備を行うものであります。

なお、この条例は本年4月1日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議賜りますようお願ひいたします。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第4号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第5号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算 (第6号)

○議長（小川正人君） 日程第8、第5号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第5号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億3,692万6,000円を追加し、予算の総額を75億4,440万8,000円とするものであります。

補正予算の概要ですが、行政報告いたしましたとおり、令和元年東日本台風に伴う災害復旧事業等について国の災害査定が終了し、国庫補助対象事業と認められたことから、災害復旧事業等に係る全体の事業費を計上いたしております。

歳出予算では、広域処理を含む災害廃棄物の処理経費、仙南最終処分場の本復旧に要する経費やあぶくま斎苑の災害復旧事業費等に係る全体事業費を予算措置するとともに、歳入予算では、これら災害復旧事業費などに係る国庫補助金、組合債及び市町負担金等の追加補正を行うものであります。

次に、繰越明許費の補正では、あぶくま斎苑災害復旧事業を追加いたしております。

これは、同事業において、年度内の完成が見込めないことから、予算の繰越しをいたそうとするものであります。

次に、地方債の補正では、し尿処理施設延命化事業において130万円、災害復旧事業において、3億3,190万円を増額補正するものであります。

補正の詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第5号議案の詳細説明を申し上げます。

令和元年度予算書（2月補正）をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第5号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）でございます。

今回の一般会計補正予算第6号ですが、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債について補正するものでございます。

はじめに、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ18億3,692万6,000円を追加し、予算の総額を75億4,440万8,000円といったそうとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細について御説明申し上げます。

10ページ・11ページお願いします。

始めに、歳入予算でございます。

上段の1款1項負担金では、8億8,595万8,000円の増額でございます。

これは、令和元年東日本台風災害に伴う、災害廃棄物の処理事業が、国庫補助事業であ

ることから、その補助裏分につきましては、地方財政措置として、市町に対し災害対策債や特別地方交付税で措置されますことから、その見合い分を市町負担金としてお願ひするものでございます。

なお、市町ごとの負担金につきましては、中段の市町負担金内訳書の記載とおりでございます。

下段の3款1項国庫補助金では、7億4,421万9,000円の増額としております。

1目衛生費国庫補助金では、台風災害以降の農林業系廃棄物焼却関連業務を中断したため、係る補助金として放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金412万7,000円を減額する一方、災害廃棄物の処理に係る補助金として、災害等廃棄物処理事業費補助金6億4,561万1,000円を増額とするものでございます。

また、2目災害復旧費国庫補助金では、1億273万5,000円を増額しております。

これは、仙南最終処分場の浸出水の運搬処理委託が、国の災害査定において補助対象事業となったこと、また、同施設の法面等復旧工事の本復旧に係る事業費を新たに追加したことなどから、増額となったものでございます。

12ページ・13ページお願ひいたします。

上段の6款1項基金繰入金では、1億2,645万1,000円の減額としております。

補助事業の補助裏に係る地方負担分については、市町に財政措置されますことから、その見合い分を市町負担金での対応としたため、1款1項1目の市町負担金と財源更正を図るものでございます。

下段の9款1項組合債では、3億3,320万円の増額しております。

1目衛生債では、130万円の増額であります。

し尿処理施設の延命化事業において、事業費の一部が起債対象事業となったことによるものです。

3目災害復旧債では、あぶくま斎苑及び仙南最終処分場の災害復旧債の増により3億3,190万円を増額しております。

14ページ・15ページお願ひします。

次に、歳出予算です。

4款2項清掃費では、13億8,570万4,000円の増額しております。

1目清掃総務費では、130万円の増額です。

し尿処理施設の延命化事業の一部が起債対象となったことから、その起債見合い分の130万円を財政調整基金に積立てするものです。

次に、2目じん芥処理費では、13億8,440万4,000円の増額です。

主に、災害廃棄物の広域処理に要する経費で、8億9,062万6,000円、仙南クリーンセンターでの災害廃棄物処理に係る運営委託料4億2,863万3,000円、仮置場現状復旧業務委託に係る経費7,536万1,000円などが主なものでございます。

なお、仙南クリーンセンターでの農林業系廃棄物焼却関連業務に係る経費につきましては、災害廃棄物処理優先の観点から、当該業務を一時中断しているため、441万1,000円を減額としております。

次に、3目し尿処理費につきましては、地方債と一般財源の財源更正を図るもので

16ページ・17ページお願ひいたします。

5款1項消防費では30万9,000円の増額としております。

これは、台風災害時の県内各消防本部からの応援活動に要した経費について、宮城県広域消防相互応援協定に基づき、請求のあった消防本部に対し負担金を支払うものでございます。

なお、係る財源については、下段の8款予備費から同額を充当するものでございます。

18ページ・19ページお願ひします。

9款1項保健衛生施設等災害復旧費では、5,500万円の増額でございます。

新たに、あぶくま斎苑の災害復旧事業を追加したことによるものでございます。

次に、9款2項廃棄物処理施設災害復旧費では、3億9,622万2,000円の増額でございます。

主に、仙南最終処分場の法面等災害復旧工事と浸出水の運搬処理委託経費を追加したことによるものでございます。

ここで、4ページに戻っていただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正でございます。

9款1項あぶくま斎苑災害復旧事業について、新たに予算計上をすると同時に、年度内完成が見込めないことから、繰越明許費として、全額を予算計上するものでございます。

5ページお願ひいたします。

第3表、地方債補正でございます。

変更といたしまして、し尿処理施設延命化事業及び災害復旧事業について、既定の地方債の限度額を増額するものでございます。

以上で、第5号議案の詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第5号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第6号議案 令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算

第7号議案 令和2年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算

○議長（小川正人君） 日程第9、第6号議案、令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算及び第7号議案、令和2年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第6号議案、令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算及び第7号議案、令和2年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

施政方針の中でも触れましたが、組合の構成市町におきましては、今後も厳しい財政運営を迫られる状況にあります。

このような中、当組合の令和2年度一般会計予算では、し尿処理施設の延命化事業や消防車両の更新等を計画しているほか、人件費及び公債費償還などの義務的経費が増額となっていることから、更なる事務経費の削減に徹し、令和2年度予算を編成したところであります。

はじめに、一般会計歳入歳出予算ですが、予算の総額を前年度に比較し12.0パーセント減となる45億338万円として編成したところであります。

次に、債務負担行為につきましては、柴田衛生センターに係る生し尿貯留槽他改良工事を設定し、限度額を2,411万2,000円と定めるものです。

次に、地方債につきましては、し尿処理施設延命化事業及び消防施設整備事業で総額7,270万円を計上したところであります。

また、一時借入金ですが、借入れの最高額を10億円と定めるものであります。

続きまして、歳入歳出を含めた令和2年度の予算計上の特徴点について申し上げます。

第1点目は、し尿処理施設の延命化事業についてであります。

本年度は、し尿処理施設に係る長寿命化総合計画に基づき、柴田衛生センターの生し尿貯留槽他改良工事を実施し、施設の延命化を図るものであります。

なお、本工事につきましては、債務負担行為を設定し、2か年で行うこととしております。

第2点目は、白石消防署に配備しております梯子付消防自動車の分解整備についてであります。

梯子付消防自動車は、運用開始から7年目にオーバーホールを行うこととされており、重大事故につながる故障が発生しないよう、災害時における安全の確保を図るものであります。

第3点目は、消防車両の更新についてであります。

本年度におきましては、白石消防署の普通消防ポンプ自動車と白石消防署蔵王出張所の高規格救急自動車を更新配備する計画としております。

白石消防署に更新配備する普通消防ポンプ自動車につきましては、緊急消防援助隊に登録している車両の更新となることから充当率100パーセント、元利償還に係る70パーセントが交付税措置される緊急防災・減災事業債を活用し、整備するものであります。

一般会計最後になりますが、今年は利府町におきまして東京2020オリンピック競技大会のサッカー競技が開催されることとなっており、当消防本部からも消防隊、救急隊等を派遣することとしております。

この職員派遣に当たり、消防・救急体制整備費補助金631万円を活用し、空気呼吸器などの資機材を整備することとしております。

次に、仙南芸術文化センター特別会計予算であります。

特別会計歳入歳出予算といたしましては、予算の総額を前年度に比較し1.4パーセント増となる1億3,743万1,000円として編成したところであります。

当センターは、平成8年10月の開館以来23年が経過し、老朽化が進んでおりますことから前年度と同程度の維持補修費を計上しております。

以上、令和2年度において計画しております主要な政策的経費について申し上げましたが、詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第6号議案及び第7号議案の詳細説明を申し上げます。

はじめに、第6号議案の一般会計予算から御説明させていただきます。

令和2年度組合予算書を用いまして説明をさせていただきます。

予算書1ページお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算です。予算の総額を、歳入歳出とも45億338万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為です。債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

第3条は、地方債です。地方債の目的、限度額、起債の方法、利子及び償還の方法を定めるものでございます。

第4条は、一時借入金です。一時借入金の最高額を10億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について、定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の詳細について、御説明申し上げます。

予算書10ページ・11ページお開き願います。

はじめに、歳入予算です。

1款1項負担金は、1目市町負担金、2目東日本高速道路株式会社負担金で、35億7,912万円の計上であります。

前年度と比較し、1億3,835万3,000円の減額となります。

減額の要因といたしましては、衛生費負担金において、白石斎苑・柴田斎苑の建替事業が終了したことにより、大きく減額となったものでございます。

また、東日本高速道路株式会社負担金では、救急隊1隊を維持する経費の引下げ、前々年の救急出場件数の減によりまして、287万2,000円が減額となったものでございます。

なお、市町ごとの負担金につきましては、中段の市町負担金内訳書に記載のとおりでございます。

12ページ・13ページお願ひします。

2款1項使用料では行政財産使用料及び斎苑使用料で、2,589万3,000円の計上であります。前年度と比較し44万1,000円の減額です。

斎苑使用料では、火葬件数61件の減を見込み、61万円を減額としております。

また、2項手数料では、総務手数料、清掃手数料及び消防手数料で4億9,650万4,000円の計上であります。前年度と比較し1,032万5,000円の増額です。

これは、ごみ処理手数料において、仙南クリーンセンター及び仙南リサイクルセンターへのごみの搬入量の増加が見込まれること、また、昨年10月からの料金改正に伴う増でございます。

14ページ・15ページお願ひいたします。

上段3款1項国庫補助金では、727万4,000円を計上しております。

1目衛生費国庫補助金では、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金として96万4,000円を計上。

2目消防費国庫補助金では、消防・救急体制整備費補助金として631万円を計上しております。

これは、オリンピック・パラリンピックの宮城県開催に伴う、有事の際の消防・救急活動に必要な資機材の整備費及び開催期間中における待機職員の時間外勤務手当等の入件費分も含まれております。

なお、前年度と比較し、138万3,000円が減額となっておりますが、これは、災害廃棄物処理を優先する観点から、農林業系廃棄物焼却関連業務を一時中断しているため、係る補助金が皆減となったものでございます。

下段4款1項県負担金は県委譲事務交付金で、165万3,000円を計上しております。

2項県補助金では、市町村振興総合補助金で889万9,000円の計上でございます。

1目衛生費県補助金では、ごみ出し支援システムの導入事業、2目消防費県補助金では、普通消防ポンプ自動車及び高度救命資機材整備事業に係る補助金をそれぞれ計上いたしております。

16ページ・17ページお願いいたします。

5款1項財産運用収入では、154万9,000円を計上しております。

2項財産売払収入では、4,593万3,000円を計上しております。

前年度と比較し、1,015万5,000円の減額となっております。

主に、仙南リサイクルセンターの鉄やアルミの売却単価の値下がりにより、減額となつたものでございます。

18ページ・19ページお願いします。

上段6款1項基金繰入金では、財政調整基金繰入金、ふるさと市町村圏基金繰入金あわせまして、9,485万円の計上といたしております。

下段7款1項繰越金では、2,384万円を計上いたしております。

20ページ・21ページお願いします。

上段8款1項受託事業収入は、前年度同額の3万円を計上、2項雑入では、1億4,513万5,000円を計上いたしております。

前年度と比較し、1,532万8,000円の増額でございます。

主に、仙南クリーンセンターの売電収入が増額となったものでございます。

下段9款1項組合債では、7,270万円を計上いたしております。

1目衛生債では、し尿処理施設延命化事業を、2目消防債では、消防施設整備事業に係るものについて、それぞれ計上したものでございます。

なお、前年度と比較し、5億5,100万円の減額となっておりますが、減額の要因につきましては、白石斎苑・柴田斎苑の建替事業が終了したことによるものでございます。

次に、歳出予算について、御説明いたします。

22ページ・23ページお願いいたします。

1款1項議会費は、2,286万4,000円の計上であり、前年度と比較し、165万5,000円の減額でございます。

これは隔年実施の議員行政視察研修が令和2年度は実施年度ではないため、皆減となつたものでございます。

26ページ・27ページお願いいたします。

2款1項総務管理費では、1億5,179万5,000円の計上であり、前年度と比較し、415万円の増額でございます。

これは、一般管理費において、職員の配置計画により1名が増となるため人件費を増額、財政管理費では、空調設備更新工事により増額となったものであります。

30ページ・31ページお願いいたします。

2項徴税費は、5,271万4,000円の計上であり、前年度と比較し206万円の増額でございます。

33ページお願いいたします。

12節委託料の不動産鑑定評価 業務委託料、17節備品購入費の事務連絡車購入が主な増額の要因となっております。

34ページ・35ページお願いいたします。

3項監査委員費は、55万3,000円の計上であり、前年度と比較し5万6,000円の減額となっております。

36ページ・37ページお願いいたします。

3款1項社会福祉費は、7,388万1,000円の計上であり、前年度と比較し、2万5,000円の増額でございます。

主に、職員の人事費、審査委員報酬、費用弁償、審査会に付する事務経費などを計上いたしております。

また、令和2年度につきましては、審査委員の委嘱状交付式及び総会実施年度となっておりますことから、係る経費をそれぞれ計上いたしております。

障害福祉費におきましても同様でございます。

40ページ・41ページお願いいたします。

4款1項保健衛生費では1億8,572万7,000円の計上であり、前年度と比較し8億46万9,000円の減額でございます。

ここでは、業務課と五つの斎苑の予算を計上いたしております。

始めに、1目保健衛生総務費では、前年度対比で263万4,000円の増額でございます。

主に、業務課職員に係る人件費、あぶくま斎苑の施設の補修費等で増額となっております。

42ページ・43ページお願いいたします。

2目環境衛生費では、916万5,000円の増額でございます。

主に、白石斎苑・柴田斎苑に係る電気料及び運営委託料の増に加え、あぶくま斎苑の火葬炉等の補修工事費が増額となってございます。

44ページ・45ページお願いいたします。

白石斎苑・柴田斎苑の建替事業の終了に伴いまして廃止としております。

46ページ・47ページお願いいたします。

4款2項清掃費では、13億2,251万4,000円の計上で、前年度と比較し674万9,000円の増額でございます。

ここでは、廃棄物処理施設に係る予算を計上いたしております。

はじめに、1目の清掃総務費では、1,178万4,000円の減額でございます。

衛生処理施設の勤務職員において、再任用職員の採用を見込んだことから、人件費が減額となったものでございます。

48ページ・49ページお願いします。

2目じん芥処理費では、1,258万5,000円の減額でございます。

12節委託料においては、仙南クリーンセンターの運営委託料が増額となる一方、災害廃棄物処理優先の観点から、今年度の農林業系廃棄物焼却関連業務委託を皆減としております。また、14節工事請負費では、動物焼却施設の台車ベッド等更新工事を追加する一方、仙南リサイクルセンターの破碎設備他補修工事などの維持補修費で減額となったものでございます。

50ページ・51ページお願いいたします。

3目し尿処理費では、2,460万8,000円の増額でございます。

し尿処理施設（柴田）の延命化事業として、生し尿貯留槽他改良工事を実施するほか、3年に1回実施しております脱水機のろ布の交換を含む定期整備費等で増額となったものでございます。

52ページ・53ページお願いいたします。

4目家庭ごみ有料事業費では、651万円の増額でございます。

ごみ出し支援システムの新規導入経費及び有料指定袋の製造・保管・配送に係る一連のコスト上昇に伴い、増額となったものでございます。

なお、係る財源となっております家庭ごみ処理手数料につきましては、前年度同額の2億8,000万円を見込んでおります。

56ページ・57ページお願いいたします。

5款1項消防費では、21億3,178万4,000円であり、前年度と比較し、6,240万9,000円の増額でございます。

1目常備消防費では、3,520万2,000円の増額でございます。

主に、職員の人事費による増、オリンピック・パラリンピック開催に伴う消防・救急体制整備に係る経費の増、業務用備品購入に係る増が主な要因でございます。

60ページ・61ページお願いいたします。

2目消防施設費では、2,720万7,000円の増額でございます。

主に、12節委託料では、白石消防署配備の梯子付消防自動車の分解整備委託、17節備品購入費においては、白石消防署配備の普通消防ポンプ自動車、蔵王出張所配備の高規格救急自動車購入のため、増額となったものでございます。

62ページ・63ページお願いいたします。

6款1項教育総務費では、教育委員会費、事務局費を合わせて、3,155万7,000円を計上、前年度と比較し111万4,000円の増額でございます。

これは、職員の人事異動により、人件費が増額となったものでございます。

64ページ・65ページお願いいたします。

2項社会教育費で289万8,000円を計上、前年度と比較し21万9,000円の増額でございます。

3項圏域文化振興費では、圏域活性化事業費、仙南芸術文化センター費を合わせて、1億2,578万6,000円を計上、前年度と比較し、42万9,000円の増額でございます。

主に、3年に1度のAZ9パスポート印刷代などで増額となったものでございます。

66ページ・67ページお願いいたします。

下段7款1項公債費では、3億7,105万7,000円の計上、前年度と比較し、1億1,103万4,000円の増額でございます。

仙南クリーンセンター建設に係る平成28年度債及び災害復旧に係る令和元年債の元金償還開始により増額となったものでございます。

68ページ・69ページお願いいたします。

8款1項予備費には、3,025万円の計上、前年度と比較し、100万円の増額でございます。

最後に、4ページの第2表債務負担行為及び5ページの第3表地方債の内容につきましては、先ほど、理事長が提案理由で申し上げましたとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

以上が、第6号議案、令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算になります。

続きまして、第7号議案、仙南芸術文化センター特別会計予算でございます。

予算書83ページ、お開き願います。

まず、第1条の歳入歳出予算について御説明いたします。

予算の総額を、歳入歳出とも1億3,743万1,000円と定めるものでございます。款項ごとの内訳につきましては84・85ページの第1表歳入歳出予算のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の詳細説明を申し上げます。

90ページ・91ページお願いいたします。

はじめに、歳入予算です。

上段1款1項事業収入では、えずこホールの友の会収入といたしまして、前年度同額の158万円を計上いたしております。

下段2款1項使用料では、仙南芸術文化センター使用料、行政財産使用料あわせて、933万9,000円を計上、前年度と比較し、2万1,000円の減額でございます。

92ページ・93ページお願いいたします。

上段3款1項財産運用収入では、仙南芸術文化センターの財政調整基金積立金に係る利子として3,000円を計上。2項財産売払収入は、前年度同額の1万円を計上しております。

下段4款1項一般会計繰入金では、1億2,154万6,000円を計上、前年度と比較し17万9,000円の減額としております。

内訳といたしましては、圏域文化振興費負担金で1億2,014万6,000円とAZ9ジュニア・アクターズ公演に充当するため、ふるさと市町村圏基金からの繰入金として前年度同額の

140万円を計上しております。

また、2項基金繰入金では、財政調整のため、300万円を計上いたしております。

94ページ・95ページお願いいたします。

上段5款1項繰越金では、170万円を計上いたしております。

下段6款1項雑入では、25万3,000円を計上いたしております。

次に歳出予算です。

96ページ・97ページお願いします。

1款1項仙南芸術文化センター費といたしまして、1億3,643万1,000円を計上、前年度と比較し、188万8,000円の増額となっております。

仙南芸術文化センター費では、文化センターに勤務する職員の人事費、維持管理に係る各委託料、維持補修費などを計上いたしております。

今回、増額となった主な理由につきましては、職員の人事異動等の理由により人件費が増額となったものでございます。

98ページ・99ページお願いいたします。

14節工事請負費に、1,635万3,000円を計上いたしております。

仙南芸術文化センターにつきましては、開館して既に23年が経過し、施設の老朽化、設備の不具合等も増加傾向にありますことから、前年度と同程度の維持補修費を計上いたしております。

令和2年度においては、キュービクル内低圧設備交換工事外3件の工事請負費を新規計上しているところでございます。

100ページ・101ページお願いいたします。

2款1項予備費では、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、第7号議案、令和2年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算となります。

以上で、第6号議案及び第7号議案の詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○12番（佐藤洋治君） はい。

○議長（小川正人君） 12番、佐藤洋治君。

○12番（佐藤洋治君） 質問をさせていただきます。

2月13日に本定例会の内容について、説明会が開催されました。その段階で質問をさせていただいたところ、今日の日付をもって教育長から答弁書なるものを頂きました。

この答弁書についてもですね、必ずしも理解の難しい部分がございますので、まずこれから質問をさせていただきます。これを質問をさせていただくということは、今御説明を

頂いた一般会計と特別会計で、例えば一般会計で使った事業であれば、使用料及び賃借料で歳出に項目を設けなくてはならないことであろうと、特別会計ではそれで受けるのであれば使用料の増になるのではないかという関連が出てくるので、質問をさせていただいたところでございます。その答弁書を見ると、当組合が主催する事業については、使用料は発生はしない、こういう答弁書。加えて中段当たりには、減免の規定では組合又は組合の機関が主催して使用する場合には10割減額するんだと。だから使用料は発生しないんだということの総合的な答弁書のようでございました。したば、減免の規定によって10割を減免をするというのは、私どもが与かっておる例規集の何ページに有るんだか、まずそれからお伺い申し上げます。

○議長（小川正人君） 答弁を求めます。

○議長（小川正人君） 暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（小川正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（阿部和之君） はい。

○議長（小川正人君） 阿部総務課長

○総務課長（阿部和弘君） ただ今の佐藤洋治議員の御質問にお答えいたします。

まず、10割減免の規定がどこに載っているかということでございますが、仙南芸術文化センター条例第10条の方では使用料の減免の方が規定されておりまして、理事会は、特別の事由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができると規定されております。この規定を受けまして文化センター条例施行規則第17条におきまして、その中身を規定しておるところですが、議会開会前にお答えいたしました回答の文書の方にも記載の方しているんですけども、平成18年の当時にですね、3町が主催する場合の使用料の軽減策を盛り込んでいただきたいという要望が理事会でありました。これを受けまして検討をして、規則の方を改正をしております。その規則を改正した段階におきまして、それまでは組合又は組合の機関が主催して使用する場合は10割を減免するというふうな規定をしておったわけなんんですけども、こここの部分が抜けてしまって、こここの部分を今現行の条例施行規則第17条第1項第1号にあります、組合構成市町、大河原町、村田町、柴田町の3町になりますが、組合のこの3町が主催して使用する場合は10割、まあ、このような改正を行いまして、佐藤洋治議員が御質問しております、組合の事業の場合10割減免の規定、こちらの方がその当時の改正する段階で抜け落ちてしまったというふうなことです。それで従前は規定されておりました組合が主催して使用する場合は10割減免、この規定に基づいて従前どおりの取扱いを現在も行って来ているという状況でございます。

○議長（小川正人君） 12番、佐藤洋治君。

○12番（佐藤洋治君） 今、事務局の方から質疑は3回までというようなルールに従ってという注意を頂いたんですが、今のような答弁になってくると、理解しなければ繰り返し質問しなくてならないというふうな状況になってくるんです。だから、その辺はある程度お許しいただかないと、せっかく質問させていただいても納得のいかない状態で、生半可に終わるということになれば非常にうまくないなというふうに思うので、なるたけ質問をする中身を複数、三つ四つ併せて質問した方が良いのかということになるので、なかなかそこら辺の関係が微妙だなというふうに思います。

ただ今のまづ答弁についてお伺い申し上げます。まさしくどこに書いているですかということについては、芸術文化センターの条例の10条でございます。10条は先ほど控室でも申し上げたように、理事会が特別な事由があるときには全部又は一部を減免しましようというのが10条の条文でございます。そうすると、ここで質問している例年行われているA乙9とか議員の方々の行財政研修会とかは、これは解釈の仕方なんですが、特別の事由に該当するんですかということの議論をしていかなければならぬ。例年行われている、形式的に行われているやつっていうのが特別な事由に該当しないのではと私は思います。だから10割というのはおかしいのではないですかと。加えて規則の17条でも、17条の1項1号を見てもらうと、条例集の34ページにあります、ここの中に組合規約第14条第2項第5号という文言が有ります。この規約の第14条第2項第5号というのはこの規約の中にはございません。私が見た限りでは、ないものがこっちの規則の方でうたっているんです。何を基準にして見ていいかが分からぬということが有るので、この辺はいかがなんでしょうかということでお伺い申し上げているんです。条文がない。規則ではある。規約の方にはないですよこの文言は。だから、その辺は理解しろと言われても、理解しかねます。今私が申し上げたように中身がちょっと違うのではないでどうかと。あと10条の理事会が認めた場合というのが、特別な事由という見解の問題、例年、何十年と行われているやつが特別な事由に該当するんですか。加えてなぜ一般会計と特別会計にまたがってくるのかということ、この答弁書ではいわゆる組合が主催するのになぜ錢を払わねんだということの中身の答弁書でございます。それは今ここで利用している総合庁舎ということについては、2市7町で負担してここ維持管理をやっています。えずこホールも確かに所有者は仙南広域だと思います。ただしこの説明を受けたように、この事務費の経費は3町でやっているんですね、そのために特別会計というものが存在するものであろうと、であれば一般会計で特別会計に使用料を払うというのは当然のことではないでどうかというのが私の思いでございます。えずこホールでやっている事業は、それぞれ利用活用する人達が、今日の予算書にもあるように900万からの使用料が入っております。ですから、一般会計で組合の施設を使うのになぜ錢を払わなければならないのかという議論は、私は当たらないのではないかと、そのために一般会計と特別会計という区分をしているんであろうと私は解釈します。その辺についてまずお伺い申します。

○議長（小川正人君） 岩間助役

○助役（岩間利裕君） 佐藤洋治議員の再質問にお答えをいたします。

まず、特別会計と一般会計ということでございますけれども、えずこホール御存じのように所有は組合ということで、3町の所有とはなっておりません。それで、えずこホールの管理運営については、組合の中で規約を定めて3町が管理運営の負担をするということを決められております。その使用料につきましては平成8年設立以来、平成18年の3月まで県から無償の貸借を受けて、組合がその当時は仙南文化振興財団に管理運営を任せてきております。その当時は組合又は組合の機関が主催して使用する場合については10割ということで、これは組合がやる場合は10割というこの規定を設けていたわけでございまして、その後も組合がやる事業について10割の減免に対象にならないのではということでございますけれども、他のこういった施設を持つ市町村の施設の管理条例を見ますと市主催事業とか町の主催事業については10割減免しているということからも、組合の主催事業については10割が妥当であるということは成り立つのではないかというふうに考えております。また、使用料をなぜ18年の6月の改正のときに、組合又は組合の機関が主催して使用する場合に10割減免という規定を集約してしまったのかということは、ちょっと考えられないことありましたけれども、多分組合が所有するものでありますので、会計上の問題として特別会計と一般会計と問題はございますけれども、同一会計処理上の問題ということになりますので、この規定がなくても10割減免は成り立つかなどというふうな解釈をしたのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小川正人君） 12番、佐藤洋治君。

○12番（佐藤洋治君） 今の答弁の中身につきましては、まだ申し上げている部分についてさらに理解していただけないんだなあというふうに実は感じます。こここの総合庁舎も、それからえずこホールも、場合によってはこここの仙南広域でやられている消防も、それから最終処分場とか、リサイクルセンターとかクリーンセンターとか、これは全部の構成市が該当するから皆が負担しているんだと。で、えずこホールも仙南広域の所有なんだから利用するときには使用料が発生しないんだというような説明だけれども、こここの管理運営の負担はほとんどが3町で負担しているんですよ。仙南広域の建物であれば、構成市町どうたっているわけ。構成市町は2市7町でしょう。だから2市7町で余計でも不足でもこの使用料を払って、特別会計に使用料を払うと、このことによって3町の負担する部分が何円でも軽減されるということにつながるということになるんでないかと私は思うんです。皆さんの施設であれば、しかも後ほどもう一つ質問しなければと思うのが、この特別会計の中で委託料と工事請負費が有ります。これはそもそも平成8年に宮城県が文化センターを造っていただいたと、負担を。それでオープンさせるのに不足している部分、何が不足しているかというと中に入れる備品、そして外構工事、この三つがそろわなければオープンできないという。この外構工事と備品については、2市7町の方々が1億5,000万を投じ

て整備して、そして県に造っていただいた施設と同時にスタートさせたんですよ。そのときに2市7町の人達が皆で負担しているんでしょ。それを今維持管理をしようとするのであれば、その部分の負担割合に応じて、委託料とかあるいは工事請負費も発生してくるんじゃないですかというのが私の思いです。例えば大変お手数を掛けたけれども、1月8日に公文書の開示請求をお願いしました。1月22日にお陰様で101枚からなる回答書を頂きました。これらをずうっと目を通して見ると、今工事請負費とか、委託料に計上されている3,000万何がしの、1,600万何がしは当時整備した中身が入っているんですよ。それが申し上げたように、皆が負担したんですよ。みんなが負担したやつを直すのであれば、皆が負担して維持管理を図っていくことが妥当ではないですかというのが私の思いです。

当時、外構工事には約4千何百万、備品には1億、当時平成8年に1億5,000万を計上されて整備したわけですから、それが2市7町の方々が負担したんですよ。それを今、23年経過して老朽化したから直していかなければならぬと先ほど理事長の挨拶にも有ったわけです。これからも来年、再来年っていうふうに聞き及んでおりますが、予定されるもの、これが4億、5億とようなお話を聞き及んでおる。これが全て3町でやるんですかということに通じる問題であろうというふうに私は思うんです。ですから規約の3条の1項1号から13号までそれぞれの負担の町村と割合が書かってます。それから13号として新しい項目をここで設定をしえなくてならないんでしょうかと、これまた考えていかなければならぬ問題があると、なぜかというとタダで造ってもらった宮城県からのやつを補修していかなければならぬです。それを補修する、直すのを誰が負担していくんですかという項目は今の規約の中から見るとないと思いますよ。ですから構成市町の中でこの項目を一つ設けて、各町で、市で議会にかけて、その項目を設定する。そして公明正大に文化センターですから、地域の方々が心豊かに明らかにやりましょうと、繰り返しここに示されているわけですから、負担の方も理解できるような形で進めたらいかがでしょうか、というのを申し上げたいと思います。まあ大変申し訳ありませんが合議制ですから、ここで理事長だけの答弁を頂くというのはなかなか大変だろうというふうに思いますから、これは今日、懸案事項のような形で受け止めていただいてよろしいと思います。考え方として一応質問をさせていただいたところでございます。

○議長（小川正人君）　滝口理事長。

○理事長（滝口茂君）　佐藤洋治議員から、まあ理事会の決定ということではございませんので、感想ということで答弁をさせていただきたいと思います。

県から仙南地域にえずこホールを広域圏活性化プロジェクトということで、平成8年の10月に開館したわけですが、当時は宮城県が所有ということをございます。その当時、立地場所につきまして、いろいろ各自治体の動きがございました。最終的に負担割合でいろいろ紛余曲折したんですが、負担割合を現在のような形で各自治体の議会を経て、規約としてまとめて、所有権は当時は宮城県ですが、10年後につきましては広域で所有権を得る

と。その際にですね3町で運営費を負担するということに規約が決まりました。失礼しました。負担については規約でそう定めていたということでございます。その後えずこホール以外にも白石にはホワイトキューブだったり、ございんホールだったりが施設環境ができました。その当時にですね、洋治議員がおっしゃるとおり将来の負担の在り方について各自治体で決定して、このえずこホールを仙南広域の所有権というふうに私もすべきではあったかなあと当時おりましたので、その点については反省をしなければならないということでございます。今後ですね、実はこの運営に関しましては、運営委員長であります大河原町長さんから理事会の場で、正式な議題ではございませんが話題として提出をされたところでございます。当時の規約がそのまままでございますので、それを改正するとなると各自治体に、まずは首長さんの御理解を頂かなければなりませんし、各議会の御理解も頂かなければならぬということでございます。今、洋治議員がおっしゃったように当時の備品関係、外構関係の今後の在り方については改めてですね、理事長という立場ではなくて、柴田町、村田町、大河原町3町の首長として、理事会の方で話題提供していきたいというふうに今のところ思っているところでございます。

○議長（小川正人君）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号議案、令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君）起立総員であります。

よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第7号議案、令和2年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君）起立総員であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第246回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。御苦労様でした。

午後12時11分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

令和2年2月26日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 小川正人

署名議員 遠藤実

署名議員 平間奈緒美